

さいたま市訓令第４号

さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和７年５月２２日

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表第3（第3条関係） 個別専決事項						別表第3（第3条関係） 個別専決事項					
[略]						[略]					
環境局						環境局					
[略]						[略]					
資源循環推進部						資源循環推進部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長	課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
[略]						[略]					
産業廃棄物指導課	1～25 [略]					産業廃棄物指導課	1～25 [略]				
							26 <u>さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例（平成14年さいたま市条例第104号。以下「土砂条例」という。）に基づく許可又は許可の取消しをすること。</u>	○			
							27 <u>土砂条例に基づく土砂搬入禁止区域の指定又は解除をすること。</u>			○	
							28 <u>土砂条例に基づく措置命令をすること。</u>			○	
							29 <u>土砂条例に基づく諸措置（命令に関する措置を除く。）をすること。</u>	○			
	26 [略]						30 [略]				
	27 [略]						31 [略]				
	28 [略]						32 [略]				

	<u>2 9</u>	[略]																	
	<u>3 0</u>	[略]																	
[略]																			
[略]																			
備考 [略]																			

	<u>3 3</u>	[略]																	
	<u>3 4</u>	[略]																	
[略]																			
[略]																			
備考 [略]																			

附 則

この訓令は、令和 7 年 5 月 2 6 日から施行する。